

専決処分第 2 0 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記の町
営住宅家賃滞納者に対し、建物明け渡し請求および滞納家賃支払いの訴えの提起をす
ることについて専決処分する。

平成 2 6 年 8 月 2 9 日

四万十町長 中尾 博憲

記

訴えの提起をする町営住宅家賃滞納者

番号	住 所	氏 名	滞納の期間	滞納金額
1	（ 略 ）	（ 略 ）	平成 24 年 9 月～ 平成 25 年 11 月	518,400 円

なお、上記の者から住宅の明け渡しを条件として、滞納額を完納する旨の申し入れが
あり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。